

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年7月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900572号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000022号

## 第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社(後に、B社C工場)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、訂正請求記録の対象者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、訂正請求記録の対象者のG社(現在は、H社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、訂正請求記録の対象者のG社(現在は、H社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、訂正請求記録の対象者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和23年5月10日から昭和24年2月1日まで  
② 昭和24年7月26日から昭和26年8月1日まで  
③ 昭和28年5月1日から同年10月5日まで  
④ 昭和29年12月26日から昭和30年1月1日まで  
⑤ 昭和31年5月1日から昭和32年8月1日まで  
⑥ 昭和33年9月6日から昭和34年4月1日まで

⑦ 昭和 36 年 12 月 30 日から昭和 37 年 1 月 1 日まで

私の父（訂正請求記録の対象者）が昭和 31 年及び昭和 34 年に作成した 2 枚の履歴書によると、I 社に昭和 22 年 4 月から昭和 24 年 2 月までの期間、D 社に昭和 24 年 3 月から昭和 26 年 8 月までの期間、E 社に昭和 28 年 5 月から昭和 30 年 1 月までの期間、G 社に昭和 31 年 5 月から昭和 34 年 4 月までの期間に勤務した旨記載してあるが、これらの事業所の勤務期間と各事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が一致していない。このほか、再度勤務した E 社の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が昭和 36 年 12 月 30 日とされているが、当該喪失年月日は昭和 37 年 1 月 1 日と思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る履歴書によれば、訂正請求記録の対象者は、J 市 K 1 丁目の I 社に、昭和 22 年 4 月に入社し、昭和 24 年 2 月に退社したと記載されているが、事業所の名称が A 社、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が昭和 21 年 7 月 18 日、喪失年月日が昭和 23 年 5 月 10 日と記録された訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳が確認できるところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記載された所在地が、訂正請求記録の対象者に係る履歴書に記載された I 社の所在地と一致していることから、請求期間①に係る請求対象事業所は、A 社であると判断することができる。

また、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録の資格喪失年月日は、前述の厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失年月日と一致している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における訂正請求記録の対象者の資格喪失年月日の記録とも一致していることが確認できる。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の商業登記の確認もできない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる事業主は、その所在が不明のため、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①に被保険者期間がある同僚 6 名に照会して 2 名から回答を得たが、いずれも訂正請求記録の対象者を記憶しておらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る履歴書によれば、訂正請求記録の対象者が D 社を昭和 26 年 8 月に退職したと記載されているが、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録の資格喪失年月日は、昭和 24 年 7 月 26 日と記録されており、

訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは、請求期間②の期間中である昭和24年12月15日と記録され、商業登記の確認もできない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる事業主は、その所在が不明のため、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の被保険者期間及び請求期間②に被保険者期間がある同僚1名に照会して回答を得たが、訂正請求記録の対象者を記憶しておらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③及び④について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る履歴書によれば、訂正請求記録の対象者がE社に、昭和28年5月に入社したと記載され、昭和30年1月に退社したと思われる記載があるが、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録の資格取得年月日及び資格喪失年月日は、それぞれ昭和28年10月5日及び昭和29年12月28日と記録されており、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳及び同社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる資格取得年月日及び資格喪失年月日と一致している上、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿で確認できる資格取得年月日も昭和28年10月5日と記録され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、F社は、請求期間③及び④における訂正請求記録の対象者の勤務については確認できない旨回答している上、厚生年金保険の届出、保険料の控除についても不明である旨回答している。

さらに、E社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間③から④までの期間に被保険者期間がある同僚1名に照会して回答を得たが、当該同僚は訂正請求記録の対象者について記憶しているものの、訂正請求記録の対象者の勤務期間を具体的に記憶しておらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る履歴書によ

れば、訂正請求記録の対象者がG社に、昭和31年5月に入社したと思われる記載があり、昭和34年4月に退社したと記載されているが、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録の資格取得年月日は、それぞれ昭和32年8月1日及び昭和33年9月6日と記録されており、同社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる資格取得年月日及び資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、H社は、訂正請求記録の対象者の勤務については確認できない旨回答している上、請求期間⑤及び⑥における、厚生年金保険に係る届出、保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録及びG社に係る事業所別被保険者名簿によりG社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、訂正請求記録の対象者が同社において厚生年金保険の被保険者となった昭和32年8月1日であり、同社は請求期間⑤において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、G社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から請求期間⑥までの期間において被保険者期間がある同僚3名に照会して回答を得たが、いずれも訂正請求記録の対象者を記憶している者はおらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間⑤及び⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間⑦について、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録によりE社に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日が昭和36年12月30日とされているところ、請求者は、履歴書等の資料はないが、喪失年月日は昭和37年1月1日と思われる旨主張しているが、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録の資格喪失年月日は、昭和36年12月30日と記録されており、同社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、F社は、訂正請求記録の対象者の請求期間⑦に係る勤務実態、厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除については、不明である旨回答している。

さらに、E社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年5月26日から請求期間⑦までの期間に、1月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者はおらず、12月30日又は31日付けで喪失した者は訂正請求記録の対象者の他に4名確認できるが、いずれも死亡又は所在不明のため同社における厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対

象者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。